（促進貸付９号）

**福島県農地中間管理機構からの重要なお知らせ**

（農地借受者様向け）

令和５年４月１日作成

**＜印を押す前に再度ご確認ください！＞**

１　契約書に記載されている土地に間違いはありませんか？面積もご確認ください。

２　賃借料は間違いないですか？　　　（10a当たり　　　　円です）

３　印刷された住所、氏名は間違いないですか？

４　「貯金口座振替依頼書」の内容は間違いないですか？

（間違いやすい事例）

お届け印違い、印影が薄い･不明瞭

「貯金者」 の氏名 「フリガナ」 違い　（例：「ズ」と「ヅ」　「ジ」と「ヂ」）

５　土地改良区の賦課金等の負担は、共通事項の別表２のとおりですので、必要に応じ、土地改良区にて手続きをお願いします。

６　精算開始年が切り替わる時期の契約（６月～８月頃）については、精算開始年度を再度ご確認ください。（当年精算は８月までの市町村・県公告分となっており、９月以降は次年度精算となります。）

７　土地附属物を伴う農地について農地中間管理事業に取り組む場合は、福島県農業振興公社が定める「土地附属物を伴う農地中間管理事業の取扱要領」に従い「土地附属物に関する確認書」を農地所有者と取り交わしてください。

**＜賃借料の精算＞**

○　賃借料は、11月20日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に「貯金口座振替依頼書」

の口座から引き落とします。以下の点についてご留意ください。

(1)　引き落とし直前に残高をご確認ください。（同日に他の引き落としが発生する場合は残高不足となることがあります。）

(2)　引き落としは原則年一回のみとなります。（残高不足等で引き落とし不能となった場

合は、公社指定の口座へ振込みしていただきます。その際の振込手数料はご負担願います。)

(3)　契約書(各筆明細書)記載額に手数料（賃借料の１％相当額 一契約当たり最低800円、

最高8,000円）を加算した額が口座から引き落としされます。

(4)　同一人で複数契約がある場合には、契約の賃借料合計に手数料合計を加算した額が引き落としされます。手数料合計が上限8,000円を超える場合には、手数料8,000円に再調整いたします。

※ なお、賃借料は農地所有者には12月15日に振り込まれます。正確な精算を行うため、11月20日の口座引き落としにご協力願います。ご理解の程、よろしくお願いします。

※ また、賃借料は公社が農地所有者へ直接お支払いしますので、ご自分で農地所有者に賃借料を支払わないでください。

**＜契約内容の変更＞**

○　契約単価（賃借料単価の変更額が一定の条件を満たす場合のみ対応）や精算方法、あな

たの情報（名義、代表者、住所、電話番号、口座等）に変更が生じた場合は、必ず市町村農政担当窓口までご連絡ください。約定精算へのご協力をお願いします。

　　賃借料の変更については、８月までの申請であれば当年精算から、９月以降であれば次年度精算からの適用となります。

また、解約については、８月までに合意となれば当年精算から、９月以降であれば次年度精算から精算がなくなります。

　なお、解約の理由によっては、１契約あたり解約手数料6,000円を解約の原因者より　いただく場合があります。

**＜農地中間管理機構から毎年お送りする通知＞**

１　農用地賃借料の口座引き落としのご案内(11月上旬頃)

２　農用地賃料等の領収書(12月中旬頃)

**＜農地の適正な管理のお願い＞**

　　農地中間管理事業を通して借り受けた農地について、適正な管理をお願いいたします。

適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫等の温床となるだけでなく、ゴミの不法投棄による悪臭や汚水の発生源となり、近隣農業者や周辺住民に大きな迷惑となる可能性がありますので、適度な草刈りや耕起、病害虫駆除など農地の適正な管理をお願いします。

**※その他、ご不明な点は　公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）**

０２４－５２１－９８４５（中通り、会津担当）

０２４－５２１－９８４３（浜通り担当）

０２４－５０３－０４２１（原子力被災１２市町村当）

０２４－５２１－９８４１（賃借料精算担当）